広剣連第０４３号

令和２年６月１７日

各地区剣道連盟会長　　様

 　 一般財団法人　広島県剣道連盟

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　林　　正夫　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （公印省略）

　　　　　　　　　一般財団法人 広島県剣道連盟

「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」の一部削除について（通知）

　標記の件につきまして、全剣連から**面マスクは必ず着用し、シールドを着用したからといって面マスクを省略していいわけではありません。（面マスクとシールドは代替関係にはない）**と再度説明の通知がありました。よって、６月９日に制定した広剣連の「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」の内容を以下のとおり一部削除させていただきます。

会員の皆様には、このガイドラインの内容等で戸惑わせてしまうことが多々あり、ご迷惑をおかけいたしております。くれぐれも体調には十分留意しながら無理のないよう行っていただきますよう重ねてお願いいたします。

**・ 削除する部分**（広剣連「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」）

５．稽古にあたって　の項目の★印部分

★　稽古を行う者は、面マスクとシールドを併用することが望ましい。着用にあたっては、段階的に行い、例えばまずシールドを着用し、それに慣れてきたら面マスクを着用するというように、体調に留意しながら無理のないように行いましょう。

**※ 面マスクについて**

呼吸障害を起こさない、通気性の確保ができるものを使用してください。

全剣連がサンプルとしている手拭いを使用したマスク、剣道具店等で市販している面マスク、医療用使い捨てマスク（Ｎ９５マスクのような密閉性の高いものは避ける）、手作りの布マスクも使用可能です。

さらに効果的で使いやすいマスクが今後出てくると思います。まずは熱中症を起こさないやり方を工夫していただく事が大事です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上